

令和7年度プラスチック資源収集運搬業務委託入札参加希望者向け

プラスチック分別拡大に伴う プラスチック資源収集運搬業務委託の 仕様変更について

資源循環局業務課

令和7年度プラスチック資源収集運搬業務委託入札参加希望業者向け

プラスチック分別拡大に伴う

プラスチック資源収集運搬業務委託の仕様変更について

1. 本市におけるプラスチックリサイクルの拡大について

- (1) 背景
- (2) 分別品目の変更
- (3) スケジュール

2. プラスチック資源収集運搬業務委託について

- (1) 後発実施区について
- (2) 仕様書の主な変更点について

(1) 背景

- ▶ 本市における「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の実現に向け、温室効果ガス削減目標として、2030年度50%削減を目指すことを宣言
(令和4年2月)
- ▶ 「プラスチック資源循環法」が施行
⇒ 市町村には、プラスチック資源の分別収集の拡大と資源化が求められている
(同年4月)
- ▶ 「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）素案」において、市役所全体の温室効果ガス排出量のうち、一般廃棄物処理事業（ごみ処理）が最も多い約4割を占めている
(令和5年1月)

(2) 分別品目の変更

- ▶ 現在、燃やすごみとして収集している、50cm未満のプラスチック製品をプラスチック製容器包装と同じ袋に入れて同じ曜日に収集します

(3) スケジュール

- ▶ 令和7年4月
市内全域においてプラスチックの分別拡大を開始
- ▶ 令和6年10月
中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区
において、先行してプラスチックの分別拡大を開始済み

令和7年度プラスチック資源収集運搬業務委託入札参加希望業者向け

プラスチック分別拡大に伴う

プラスチック資源収集運搬業務委託の仕様変更について

1. 本市におけるプラスチックリサイクルの拡大について

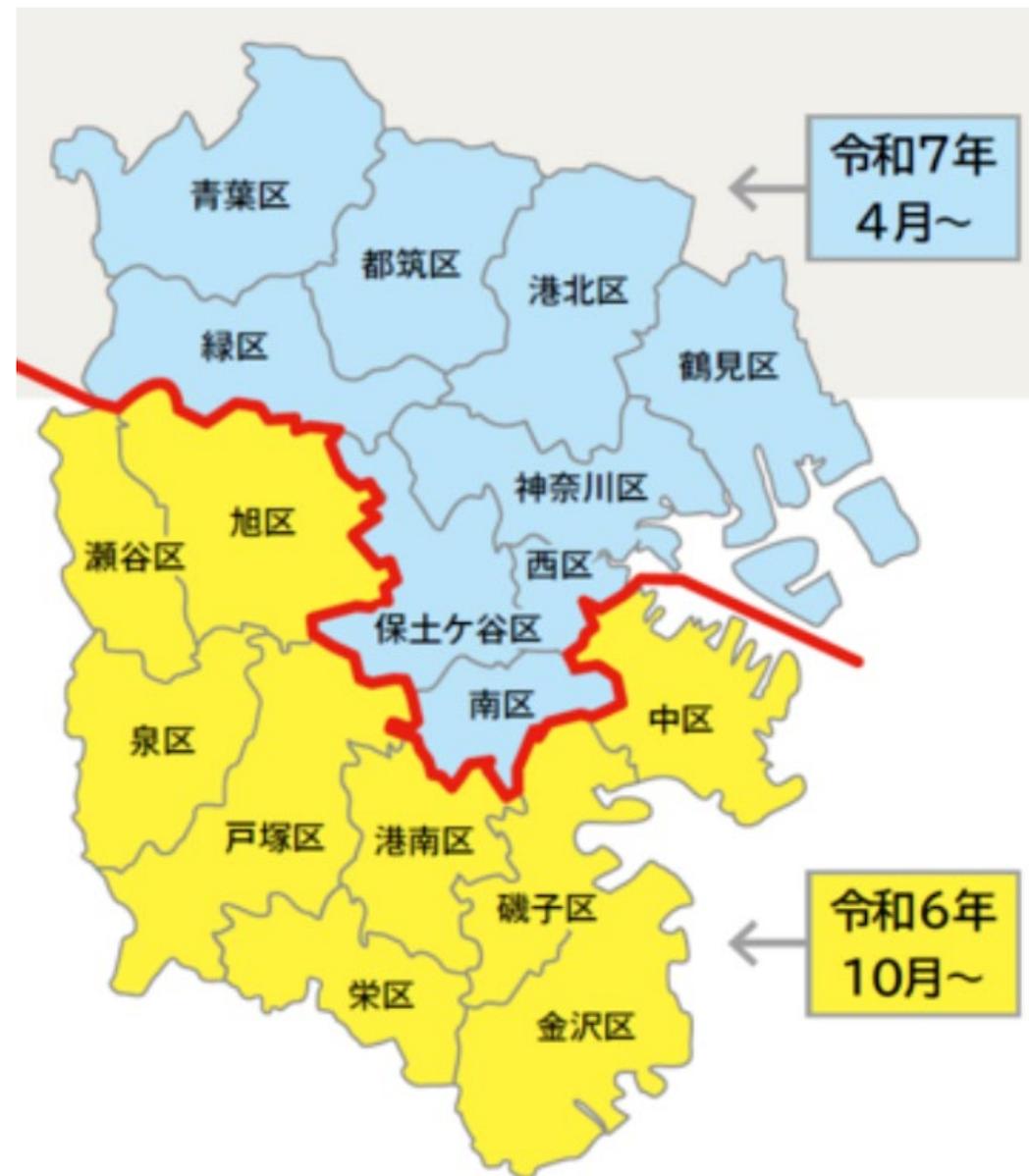
- (1) 背景
- (2) 分別品目の変更
- (3) スケジュール

2. プラスチック資源収集運搬業務委託について

- (1) 後発実施区について
- (2) 仕様書の主な変更点について

(1) 後発実施区について

- ▶ 鶴見区、神奈川区、西区、南区、保土ヶ谷区、港北区、緑区、都筑区、青葉区については、令和7年4月よりプラスチックの分別拡大開始
- ▶ 後発実施区の受託業者に対しては、履行開始前（3月中を想定）に現場責任者向けの分別研修を実施します



(2) 特記仕様書について

- ▶ 分別拡大に伴い、後発実施区と先行実施区では特記仕様書の内容が異なります。主だった点は以下のとおりです。

	後発実施区	先行実施区
	1 概要	
①	●●区においては、令和7年4月1日よりプラスチック分別拡大を開始する。それに伴い、収集品目がプラスチック製容器包装からプラスチック資源に変更となるが、収集運搬計画に基づいて収集及び運搬すること。	記載なし

(2) 特記仕様書について

	後発実施区	先行実施区
	2 特記事項 (2) 分別区分の変更に伴う研修の実施について	
②	令和7年4月1日より分別区分が変更となることから、履行開始前に業務課又は所管事務所が現場責任者等に対して実施する分別研修に参加すること。また、現場責任者に対する分別研修実施後、受託者は業務従事者に対して分別研修を行い、一般仕様書9(4)に記載のとおり、研修内容について書面及び口頭にて報告すること。なお、研修内容が不十分であると業務課又は所管事務所が判断した場合、再研修を指示することがあるので従うこと。また、現場責任者に対する分別研修の実施日、業務従業者に対する分別研修実施期限及び研修内容の報告期限については、履行開始前に別途通知する。	記載なし

※令和6年度の先行実施区におけるプラスチック資源の排出動向や、計画積載量の見直しを踏まえ、令和7年度委託における収集計画台数は、令和6年度から変更はありません。また、緑区・青葉区・都筑区においては、基本となる搬入先を一部追加しています。
令和8年度以降についても、排出動向等を踏まえ精査してまいります。